

第10期科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会
における主な検討事項（案）

令和元年7月2日
生命倫理・安全部会

1. CSTI 第二次報告書を踏まえた関係指針の見直しについて

令和元年6月19日、総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）において決定された、「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」見直し等に係る報告（第二次）～ヒト受精胚へのゲノム編集技術等の利用等について～（CSTI 第二次報告書）において容認された基礎的研究について、文部科学省及び厚生労働省において速やかな指針の整備等が求められていることを踏まえ、関係指針の見直しについて検討。

- （1）遺伝性・先天性疾患研究を目的とした余剰胚にゲノム編集技術等を用いる基礎的研究の容認に対応するため、「ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針」について、必要な見直しを検討。
- （2）生殖補助医療研究を目的とした配偶子又は新規作成胚にゲノム編集技術等を用いる基礎的研究の容認に対応するため、「ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針」について、必要な見直しを検討。
- （3）ミトコンドリア病研究を目的としたヒト受精胚に核置換技術を用いる基礎的研究の容認に対応するため、「特定胚の取扱いに関する指針」（「ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律施行規則」を含む。）について、必要な見直しを検討。

2. ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針等の見直しについて

「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」及び「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」の見直し及び両指針の整合等について、引き続き検討。

※上記のほか、ライフサイエンスにおける生命倫理及び安全の確保に関する動向等を踏まえた調査・検討を適時実施。

以上